

一次有効の短期滞在査証（ビザ）申請について （家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の方）

我が国では、一般的に外国人家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）は認められていません。従って、雇用主一行に随伴して短期間我が国で観光等を行う場合は差し支えありませんが、我が国に生活の基盤を有する方に対する個人的使用人としての活動（介護、ベビーシッター、家事労働）を行う場合は認められません。

1 査証（ビザ）申請ができる方

香港又はマカオに居住している方が申請できます。

- （注1） 一時的滞在者（訪問者）は申請することができません。申請に当たっては、香港又はマカオにおいて合法的居住者であることを示す滞在許可及び香港又はマカオIDカードをご提示いただきます。日本へ渡航中に香港又はマカオの滞在許可期限が到来する方は、在留期間延長手続を終えてから申請してください。また、我が国に渡航中又は渡航前に雇用契約が終了する場合は認められません（香港、マカオへの再入国が確保されていることが必要です。）。
- （注2） 原則、申請人本人が日本査証申請センターにお越し下さい。（事前予約が必要です）
※日本査証申請センター【電話番号：(+852) 3167-7033】
- （注3） 渡航の際は、雇用主に同行する（同一フライト（船舶）で出入国を行う）ことが必要です。雇用主が事情により同行できない場合は、その同居する家族（配偶者等、ただし未成年者を除く）が同行することも可能です。

2 必要書類

「一次有効の短期滞在査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表」を参照してください。

- （注1） 提出いただく書類は、発行後3か月以内の原本です。
- （注2） 書類が揃っていない場合は、受理できない場合があります。
- （注3） 審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ追加の書類をお願いする場合があります。なお、追加書類の提出をお願いする場合を除き、申請後に、申請者の判断で書類を追加で提出することは原則として認められません。
- （注4） 審査期間中は、原則として、パスポートをお預かりします。
- （注5） 申請の際に提出された書類は、パスポートを除き返却できません。

3 査証（ビザ）発給

申請内容に問題がない場合、審査期間は最低一週間です（土、日曜日、休館日を除く）。

なお、必要書類を提出したから必ず査証（ビザ）が発給されるというものではありません。

- （注1） 書類が揃っていない場合や追加の書類をお願いした場合、当館から外務省（東京）に照会して審査する場合は、審査結果が出るまでに時間を要することがあります。
- （注2） 旅券の返却は、日本査証申請センターが定めた方式となります。
- （注3） 手数料を香港ドル（現金）でお支払いいただきます。手数料の額は、パスポート・査証（ビザ）の種類によって異なりますので、申請の際にお確かめください。
- （注4） 査証（ビザ）の有効期間は3か月です。有効期間の延長はできません。
- （注5） 査証（ビザ）発給拒否の理由については、お問い合わせがあっても回答できません。

一次有効の短期滞在査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表
（家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の方）

	雇用主に同行する場合	雇用主は同行できないが、 その同居する家族（未成年者を除く）に 同行する場合
渡航目的	家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の方が、雇用主一行に随伴して短期間日本に滞在し、観光、個人的使用人としての活動（介護、ベビーシッター、家事労働）等を行うもの	
提出書類	申請人が準備する書類	
	① 査証申請書（書式あり） ② カラー写真1枚 ③ パスポート（原本及び写し） ④ 香港又はマカオIDカード（原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可（原本及び写し）	
	雇用主が準備する書類	
	① 雇用主のパスポート（写し） ② 雇用主の香港又はマカオIDカード（写し） ③ 雇用主による保証書（原本）（見本あり） ④ 雇用主が日本国査証（ビザ）を必要とする国籍の方は、その日本国査証（ビザ）（写し）	① 雇用主のパスポート（写し） ② 雇用主の香港又はマカオIDカード（写し） ③ 雇用主による保証書（原本）（見本あり） ④ 同居する家族のパスポート（写し） ⑤ 同居する家族と雇用主との関係を示す資料（原本及び写し） ⑥ 同居する家族が日本国査証（ビザ）を必要とする国籍の方は、その日本国査証（ビザ）（写し）
	申請人又は雇用主が準備する書類	
① 雇用契約書（原本及び写し） ② 申請人の航空券（原本及び写し） ③ 雇用主の航空券（原本及び写し）	① 雇用契約書（原本及び写し） ② 申請人の航空券（原本及び写し） ③ 同居する家族の航空券（原本及び写し）	

※必要に応じ追加の書類をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

申請人が準備する書類の注意事項

1 査証申請書（書式あり）

- （注1） 記載事項欄は全て記入し、該当する事項がない場合は「なし」と記入してください。
- （注2） 申請人又は雇用主が日本に親族や知人等がいる場合は、身元保証人欄及び招へい人欄に日本にいる親族や知人等の氏名、住所、電話番号等を記入し、日本に親族や知人等がいない場合は「なし」と記入してください。
- （注3） 申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの）。

2 カラー写真1枚

- （注） 6か月以内に撮影したカラー写真（45mm×35mm、正面、無帽、無背景）を提出してください。

3 パスポート（原本及び写し）

- （注1） 身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証（ビザ）、出入国スタンプのあるページの写しを提出してください。
- （注2） パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です。

4 有効な香港又はマカオの滞在許可（原本及び写し）

- （注） 旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページの原本及び写しを提出してください。

雇用主が準備する書類の注意事項

1 雇用主（又は同居する家族）のパスポート（写し）

- （注） 身分事項ページの写しを提出してください。

2 雇用主（又は同居する家族）の日本国査証（ビザ）（写し）

- （注） 雇用主（又は同居する家族）が日本への短期滞在査証（ビザ）を必要とする国籍の方の場合は、有効な日本への短期滞在査証（ビザ）の写しを提出してください。
- なお、雇用主（又は同居する家族）が有効な日本への短期滞在査証（ビザ）を所持していない場合は、申請人（家事労働者）が先に短期滞在査証（ビザ）を申請することは認められません。申請人（家事労働者）と同時に短期滞在査証（ビザ）申請を提出してください。

3 雇用主による保証書（原本）（見本あり）

- （注1） 同行者、渡航期間、行き先、同伴理由及び滞在費に関する支弁を保証することを記入してください。
- （注2） 保証書は、雇用主の署名が必要です（雇用契約書の署名と同一のもの）。

4 同居する家族と雇用主との関係を示す資料（原本及び写し）

- （注） 同居する家族が雇用主の配偶者である場合は、戸籍謄本（発行後3か月以内の原本）又は婚姻証明書、親子である場合は、出生証明書を提出してください。

申請人又は雇用主が準備する書類の注意事項

1 雇用契約書（原本及び写し）

- (注1) 全ページの原本及び写しを提出してください。
- (注2) 香港で勤務している家事労働者（ドメスティック・ヘルパー）の場合は、有効な香港の滞在許可に記載している契約書番号と同一番号のものを提出してください。
また、現住所と契約書に記載されている住所が異なる場合は、香港入境事務處発行の住所変更通知済証明書（「Notification of Change of Address」）の原本及び写しを併せて提出してください。
- (注3) 雇用契約書に記載している雇用主の氏名が雇用主のパスポート上のものと異なる場合は、同一人物であることを示す公的な証明の原本及び写しを提出してください。

2 申請人及び雇用主（又は同居する家族）の航空券（原本及び写し）

- (注) 申請人と雇用主（又は同居する家族）が同一のフライト（又は船舶）（香港発着（第三国経由を含む））で出入国を行うことがわかる往復の航空券（又は乗船券）、航空券予約確認書又は領収印のあるツアー申込書の原本及び写しを提出してください。